

# 骨髄等移植ドナー助成事業のご案内

～休業による経済負担を助成します～

みやこ町では、骨髄または末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という）の提供のために、仕事をお休みした人に対して、助成金を交付します。

## 助成を受けられる人

助成の対象となるのは、次の項目すべてに該当する人です。

- 骨髄等を提供した日において、みやこ町に住所を有する人
- 骨髄ドナーであることを証明する書類の交付を受けた人
- 事業所に勤務する人または自営業の人
- 町に対する支払義務のある案件全てに滞納がない世帯に属する人
- 暴力団または暴力団員と密接な関係がない人

## 助成内容

骨髄等の提供のための通院、入院等に必要な日数 **1日につき2万円（上限20万円）**

※事業所が定める休日、またはドナー休暇制度を利用して取得した休暇は対象外です。

## 申請期限

- 骨髄等の提供が完了した日から90日以内

## 申請・請求に必要な書類

- みやこ町骨髄等移植ドナー助成金交付申請書
- みやこ町骨髄等移植ドナー助成金請求書
- 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- 骨髄等の提供に係る通院または入院をした日を証する書類
- 助成対象者本人名義の金融機関の通帳等カナ氏名および口座番号が確認できるものの写し



お問合せ先

みやこ町役場 子育て・健康支援課 健康支援係  
〒824-0892 みやこ町勝山上田960番地  
☎：0930-32-2725